

KUSHIRO SHINKIN DISCLOSURE 2023



釧路信用金庫の現況

令和4年4月1日～令和5年3月31日



ごあいさつ

MESSAGE

平素より釧路信用金庫に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

地域の皆さんに、当金庫の事業内容や現況をご理解いただくため、本ディスクロージャー誌を作成いたしましたので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和4年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、徹底した感染対策やワクチン接種の進行などにより、社会・経済活動においては少しずつではあるものの正常化に向けて動き始めました。しかしながら、国際紛争による世界経済の混乱やエネルギー・原材料の高騰などにより、地域経済を支える中小企業・小規模事業者においては、依然として厳しい環境が続いております。

また、令和4年12月には長期金利変動幅の拡大、令和5年3月には米銀シリコンバレー銀行の破綻に端を発した金融不安など、金融経済環境は予断を許さない状況となりました。

管内におきましては、日本経済と同様に厳しい状況が続き、釧路市においては、令和5年2月末にて61年振りに人口が16万人を割り込み、若年層を中心に地域の人口が減少する状況となりました。一方では、令和4年10月11日に水際対策の大幅な緩和として入国者数の上限が撤廃され、同時に全国旅行支援も開始されたことで、苦戦していた宿泊業・飲食業では客足が回復基調となりました。釧路市では、鉄道高架を核とした都心部整備の本格的な検討、海面養殖の実証実験開始や陸上養殖試験開始の検討、管内町村においては、クラフトビール工場の稼働や新規ホテルの開業、環境省「国立公園満喫プロジェクト」の1つ

である川湯温泉再開発、食肉加工センターの新築の他、本年9月にはATWS2023北海道が開催を予定しているなど、地方創生や産業創出、地域経済の活性化につながる取組みが着実に広がりを見せております。

このような情勢の下、我々にとっての哲学であり信念でもある「この地域を愛し豊かな未来を創造します。」という経営理念のもと、令和3年度にスタートした中期経営計画「釧路しんきん『飛躍への挑戦』2021～『顧客創造の実践と永続性ある経営基盤の構築』～」の最終年度として、積極的な金融支援と非金融支援の継続した取組みにより地域社会に貢献し、厳格な法令等遵守態勢とリスク管理態勢の構築を図ることで、地域における信頼と存在価値を高める取組みを展開してまいります。

今後ともより一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月



理事長
森村 好幸

目 次

INDEX

経営理念・基本方針・金庫の概要	1
令和4年度事業概況	2~3
釧路信用金庫と地域社会	4~5
利用者保護への取組み	6
当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	7
リスク管理態勢	8
コンプライアンス態勢	9
中小企業の経営支援および地域の活性化のための取組みの状況	10~11
金融仲介機能のベンチマーク	12~13
地域金融円滑化に係る取組みについて	14
釧路しんきんのSDGsに関する取組み	15
人材育成	16
釧路しんきんのトピックス	17
当金庫の主要な事業内容・各種サービスのご案内	18
主な手数料一覧	19
主な商品のご案内	20
当金庫のあゆみ	21
店舗一覧・地区一覧	22~23
組織・機構～役員～	24
組織・機構～組織図～	25
総代会等に関する情報開示	26~27
資料編	28~40
当金庫の自己資本の充実の状況等	41~48
不良債権等への対応	49
開示項目	50

経営理念・基本方針・金庫の概要

経営理念

この地域を愛し豊かな未来を創造します。

これは、私たちの哲学であり、思想です。釧路信用金庫は、この地域の人たちの相互扶助精神のもとで生まれ育まれた金融機関です。

私たちは、故郷であるこの地域を心から愛し、地域の発展とそこに住む人達の心豊かな未来のために、奉仕を続けることが使命であることを表しております。

基本方針

- 質の高い金融サービスの提供に努め、地域社会の繁栄に貢献します。
- 業績の向上に努め、健全で信頼される金庫を創ります。
- 確かな能力と豊かな人間性を兼ね備えた、創造的な人材を育成します。
- 生きがいのある職場を創り、職員の幸せと夢を育てます。

金庫の概要

(令和5年3月31日現在)

名 称／釧路信用金庫	会 員 数／14,850人
本店所在地／〒085-0015 釧路市北大通8丁目2番地 TEL 0154-23-0111	出 資 金／723百万円 預 金／256,872百万円 貸 出 金／114,042百万円
創 立／大正14年5月	職 員 数／152人
店 舗 数／18店舗	

シンボルマーク



輪の中に、地域のシンボルである丹頂をデザイン化したもので、輪は地域とのふれあい、親しみの輪、円満を、丹頂は大空に向かって力強く、大きく飛翔する姿を表し、地域と共に大きく躍動、躍進する姿を表現したものです。

令和4年度事業概況

事業の方針および金融経済環境

令和4年度は、3ヵ年事業計画「釧路しんきん『飛躍への挑戦』2021～『顧客創造の実践と永続性ある経営基盤の構築』～」の中間年度として、「課題解決を通じた顧客創造」、「ウィズコロナ/アフターコロナ時代を見据えた永続性ある経営基盤の構築」、「顧客第一主義を実践できる人材の育成」の3つの重点施策のもと、全役職員が一丸となり取組んでまいりました。

新型コロナウイルスの長期化、国際紛争による世界的な経済の停滞により、国内および地域における社会・経済活動にも影響を及ぼすこととなりましたが、地域に貢献し、存在価値を高めるための取組みを展開しました。

具体的な取組みとしては、中核事業である金融面での本業支援に加え、事業再構築補助金を活用した新分野展開支援、経営改善や事業承継、M&A支援など、経営課題に対する非金融支援を積極的に取組みました。また、全店におけるフリーWi-Fi導入、WEB完結型ローンチャネル拡充、アプリやビジネスチャットツールの導入により、顧客満足度向上と業務効率化につながる取組みを実施しました。令和3年11月に開設した「お客様相談室」は通年稼働となり、新たな顧客創造と顧客サービス向上に大きな効果を發揮、地域の高校生や短大生を対象として開講した「金融教育講座」は、若年層の金融リテラシー醸成につながる取組みとなりました。経営の最重要課題の1つであるコンプライアンスにおいては、経営ガバナンスを一層強化し、各種リスクへの対応力を高めるべく、法令等遵守態勢の充実・強化に取組みました。

令和4年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、徹底した感染対策やワクチン接種の進行などにより、社会・経済活動においては少しずつではあるものの正常化に向けて動き始めました。しかしながら、国際紛争による世界経済の混乱やエネルギー・原材料の高騰などにより、地域経済を支える中小企業・小規模事業者においては、依然として厳しい環境が続いております。また、令和4年12月には長期金利変動幅の拡大、令和5年3月には米銀シリコンバレー銀行の破綻に端を発した金融不安など、金融経済環境は予断を許さない状況となりました。

管内におきましては、日本経済と同様に厳しい状況が続き、釧路市においては、令和5年2月末にて61年振りに人口が16万人を割り込み、若年層を中心に地域の人口が減少する状況となりました。一方では、令和4年10月11日に水際対策の大幅な緩和として入国者数の上限が撤廃され、同時に全国旅行支援も開始されたことで、苦戦していた宿泊業、飲食業では客足が回復基調となりました。釧路市では、鉄道高架を核とした都心部整備の本格的な検討、海面養殖の実証実験開始や陸上養殖試験開始の検討、管内町村においては、クラフトビール工場の稼働や新規ホテルの開業、環境省「国立公園満喫プロジェクト」の1つである川湯温泉再開発、食肉加工センターの新築の他、本年9月にはATWS 2023北海道が開催を予定しているなど、地方創生や産業創出、地域経済の活性化につながる取組みが着実に広がりを見せております。

業績

預金につきましては、新型コロナウイルス感染症への警戒感が薄まる中、経済活動の正常化に伴う資金流動性の高まりから法人預金は減少となったものの、先行き不透明な経済・社会環境より消費マインドの回復には至っていない状況から流動性預金が滞留したこと、メイン口座としてのご利用が増えたことから、個人預金が増加したため、全体では、期末残高2,568億72百万円と前期比24億80百万円増加(対前期比+0.97%)となりました。

貸出金につきましては、依然として新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域の事業者様に対しまして、「伴走支援型特別保証制度」を主体とした資金繰り支援を継続的に展開したほか、不動産関連融資や設備資金も堅調に推移したことで、期末残高は1,140億42百万円と対前期比45億29百万円増加(対前期比+4.13%)となりました。収益面につきましては、経常収益は前期比50百万円増加の27億90百万円となり、経常費用は資金調達費用や臨時費用の減少により、前期比1億40百万円減少の24億1百万円となりました。この結果、経常利益は前期比1億90百万円増加の3億88百万円となり、当期純利益は前期比29百万円増加の2億48百万円となりました。

◎最近5年間の主要な経営指標の推移

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	千円	2,911,552	3,042,284	2,766,124	2,740,275	2,790,359
経常利益	千円	204,402	119,855	251,396	198,563	388,749
当期純利益	千円	137,813	71,439	179,644	219,343	248,927
出資総額	千円	705,197	704,622	719,309	712,603	723,012
出資総口数	口	1,410,395	1,409,244	1,438,618	1,398,817	1,446,024
純資産額	百万円	10,026	9,622	9,838	9,552	8,971
総資産額	百万円	229,944	236,463	267,935	277,363	280,359
預金積金残高	百万円	218,940	225,387	249,763	254,391	256,872
貸出金残高	百万円	90,067	93,076	107,614	109,512	114,042
有価証券残高	百万円	56,946	56,956	66,620	67,870	67,872
単体自己資本比率	%	12.63	12.19	12.30	11.73	11.84
出資1口当たり配当金	円	15	15	15	15	15
役員数	人	14	13	13	13	13
うち常勤役員数	人	7	6	6	6	6
職員数	人	160	152	160	157	152
会員数	人	14,845	14,847	15,005	14,924	14,850

事業の展望および当金庫が対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けが5類へ変更となることにより、社会・経済活動は正常化に向けた活発な動きが期待できるものの、エネルギーや原材料価格の高止まりが依然として続いている、地域事業者の経営環境の回復には今しばらく時間を要するものと予想されます。また、金融政策の修正や米銀破綻などの金融不安もあり、当金庫の経営環境・営業環境も一層厳しさが増すものと予想しております。

このような社会・経済環境ではあるものの、我々にとっての哲学であり信念でもある「この地域を愛し豊かな未来を創造します。」という経営理念のもと、2021年度にスタートした中期経営計画「釧路しんきん『飛躍への挑戦』2021～『顧客創造の実践と永続性ある経営基盤の構築』～」の最終年度として、積極的な金融支援と非金融支援の継続した取組みにより地域社会に貢献し、厳格な法令等遵守態勢とリスク管理態勢の構築を図ることで、地域における信頼と存在価値を高める取組みを展開してまいります。

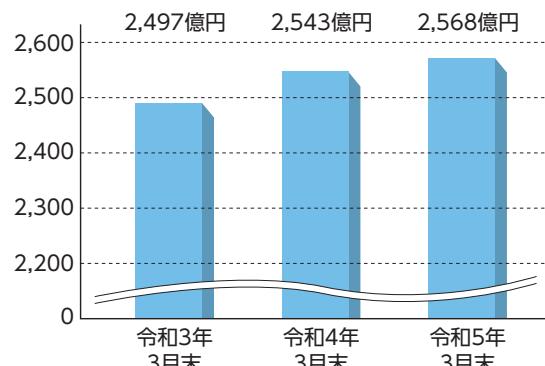
業績の概要

預金積金推移

預金積金 2,568億72百万円

令和5年3月末の総預金は、2,568億72百万円となり、金額では対前年度比24億80百万円の増加、年間増加率は0.97%と堅調に推移しております。

詳しくは4ページをご覧ください。

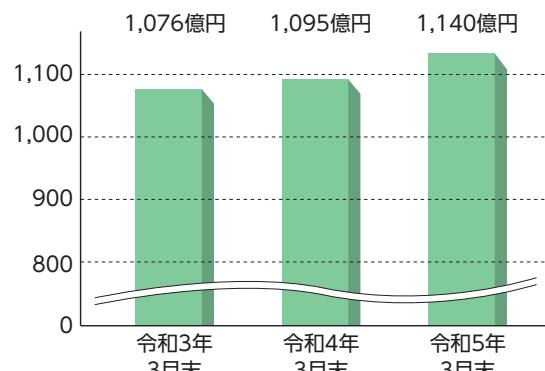


貸出金推移

貸出金 1,140億42百万円

令和5年3月末の総貸出金は、1,140億42百万円となり、金額では対前年度比45億29百万円の増加、年間増加率は4.13%となりました。

詳しくは5ページをご覧ください。



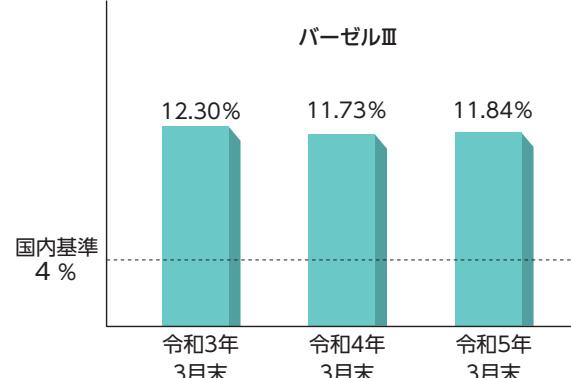
自己資本比率推移

自己資本比率 11.84%

自己資本比率は、金融機関の財務体質の安全性を示す評価基準であり、国内で業務を行う金融機関においては4%以上の確保が必要となります。

令和5年3月末の自己資本比率は11.84%と国内基準はもとより国際基準8%をも上回る水準を維持しております。

詳しくは41～48ページをご覧ください。



釧路信用金庫と地域社会

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、釧路・十勝地区を事業区域として、地域の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の協同組織金融機関です。

地域のお客さまからお預かりした大切な資金（預金積金）は、地域で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。

また、金融機能の提供にとどまらず、「この地域を愛し豊かな未来を創造します。」という経営理念のもと、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組んでおります。

※計数は、令和5年3月末現在のものです。

預金積金に関する事項

◆地域からの資金調達

○預金積金残高【2,568億72百万円】

お客様からお預かりした大切なご預金は、皆さまから信頼をいただいている証です。令和4年度におきましても、信用のバロメーターとも言える個人預金が1,722億円となりました。当金庫では、お客様の大切な財産の運用を安全に、確実に、気軽にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択いただけるよう各種預金を取り揃えております。

今後も当金庫は、地域のお客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努めてまいります。

なお、お取扱いしている主な商品については、本誌20ページをご覧ください。

今期決算に関する事項

徹底した内部経費の節減・効率化の推進を行う一方、積極的に不良債権処理を実施しました。令和4年度は、経常利益は3億88百万円、当期純利益は2億48百万円を計上する決算となりました。

また、自己資本比率は、11.84%と国内基準4%を大きく上回っております。なお、詳しくは本誌41～48ページをご覧ください。

お客さま

うち会員
14,850人

支援サービス

ご融資

文化的・
社会的貢献

文化的・社会的貢献に関する事項

- ① 地域行事への積極的参加
- ② 一店舗一貢献活動
- ③ 文化的活動への支援、参画
- ④ 釧路しんきん地域貢献表彰制度
- ⑤ 青少年の健全な育成 等

貸出金(運用)に関する事項

預金積金
出資金
723百万円

釧路しんきん

常勤役職員数 158人
店舗数 18店

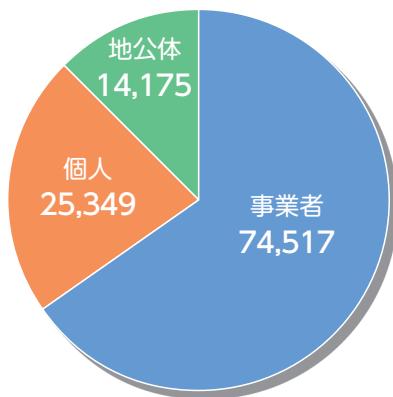
◆地域への資金供給の状況

◎貸出金残高【1,140億42百万円】

当金庫では、地域の皆さまからお預かりしたご預金を、地域の皆さまの発展にお役に立つよう、幅広くご融資することで、地域社会へ還元しております。預貸率(預金残高に占める貸出金残高の割合)は、期末値44.39%、期中平均値40.80%となりました。

なお、お取扱いしている主な商品については、20ページをご覧ください。

■貸出金残高構成
(単位:百万円)



貸出金以外の運用に関する事項

◎有価証券残高【678億72百万円】

当金庫は、お客さまのご預金をご融資による運用の他に、有価証券等による運用も行っております。

有価証券運用は、国債等を中心に各種のリスクに配慮した安全な運用に努めております。

預証率(預金残高に占める有価証券の割合)は期末値26.42%となりました。

お取引先への支援

当金庫には、中小企業、個人事業主の方を対象としたお取引先相互の親睦交流の場として「愛信会」があります。経済情報の提供やお客さま同士の情報交換による取引促進など、お客さま相互の発展と繁栄のお手伝いをしております。

その他、中小企業診断士、ファイナンシャルプランナー、農業経営アドバイザー等の資格を有する職員を擁しており、お客さまへの情報サービス、相談業務等にお応えしております。

令和4年度 地域密着型金融の取組状況

につきましては、当金庫ホームページ

<https://www.shinkin.co.jp/kushiro/>

に掲載しております。

利用者保護への取組み

顧客説明態勢および相談・苦情等への対応について

当金庫は、ご利用頂くお客さまを保護するため、ご説明を要するすべての取引や商品の内容につきましては、お客さまのご理解やご経験およびご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行っております。

1. 与信取引につきましては、ご契約内容等のご説明およびお客さまのご理解とご納得を得たご契約意思の確認を周知徹底しております。
2. 預金等の受入れにつきましては、ご契約内容等を記載した「商品概要説明書」等を店頭やロビーに備え置きし、適切な情報提供や預金保険制度等の重要事項についてのご説明を周知徹底しております。
3. リスク性金融商品につきましては、お客さまがその金融商品の仕組みやリスク等の重要事項を十分に理解するに足りるだけのご説明をするよう周知徹底しております。

お客さまからのご相談・苦情等につきましては、各店舗に設置の「お客さまの声ポスト」や、ホームページ上の「ご意見・お問合せコーナー」等を通じて申し受けしており、公平・誠実な対応と迅速な解決に取組んでおります。

利益相反管理体制について

当金庫は、当金庫とお客さまとの取引に関して、お客さまの利益を不当に害することのないよう、法令等および利益相反管理方針に従い、利益相反のおそれのある取引を適切に管理しております。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - (3) 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

個人情報保護について

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報等保護の観点から常務会直結の「個人情報保護管理委員会」を設け、当金庫役職員等における個人情報等保護の周知徹底を図っております。
2. 当金庫のパソコンに保存されるデータ等については、「情報資産保護に関する基本方針（セキュリティーポリシー）」に則りアクセスの管理・監視を実施しており、個人情報等の適切な管理と流出等の防止の徹底を図っております。
3. 郵便物等の発送・受領確認について検証方法の手順書を制定し、個人情報等の保護管理を徹底しております。
4. 個人情報等の「取得」「利用」「正確性の確保」「開示・訂正・利用停止」「安全管理」等に係る具体的な取組方針につきましては、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」として、当金庫ホームページならびに各営業店の店頭にて公表しております。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」といいます。)を営業店または業務部で受け付けております。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

釧路信用金庫 業務部 住 所：釧路市北大通8丁目2番地 T E L：0154-23-9020 F A X：0154-24-2707	e - mail: 当金庫ホームページ「ご意見・お問合せ」 投 書 箱: 全店に「お客様の声ポスト」を設置 受付時間: 9時～17時(当金庫営業日) 受付媒体: 電話、手紙、FAX、e-mail、投書箱、面談
--	---

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」ならびに一般社団法人北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けております。詳しくは上記業務部にご相談ください。

名称	全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)	北海道地区しんきん相談所(一般社団法人北海道信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5
電話番号	03-3517-5825	011-221-3273
受付日時	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く)9:00～17:00	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く)9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」といいます。)が設置運営する仲裁センター等ならびに札幌弁護士会が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、業務部または上記しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名称	東京三弁護士会			札幌弁護士会紛争解決センター
	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター	
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階 札幌法律相談センター内
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	011-251-7730
受付日時	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所、または当金庫業務部にお尋ねいただき、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(<https://www.shinkin.co.jp/kushiro/>)をご覧ください。

(1)現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、釧路弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話ししたことにより、手続きを進めることができます。

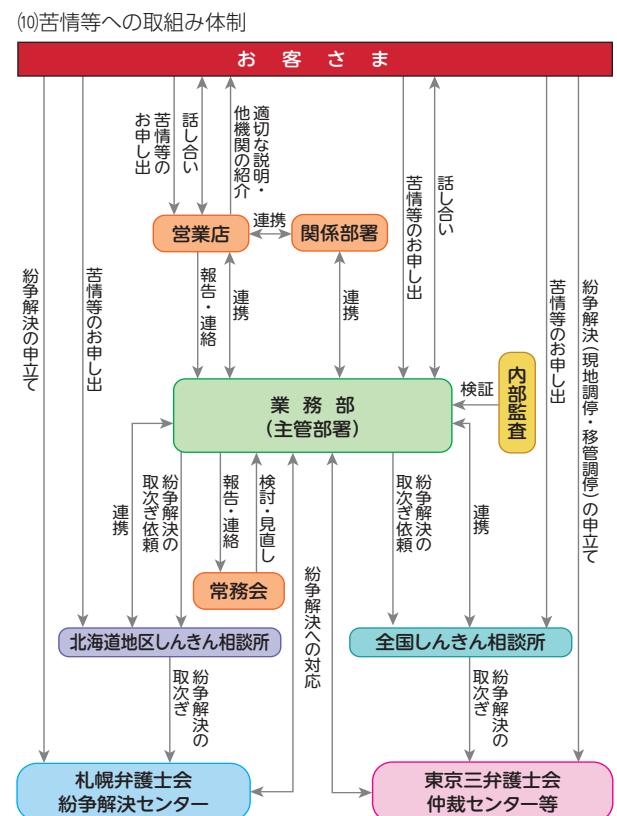
(2)移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。移管調停が利用可能な弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、業務部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および業務部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けておりますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しております。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしてまいります。



リスク管理態勢

リスク管理態勢について

金融の自由化、国際化および金融技術が急速に進展する中、金融機関の抱えるリスクは一段と複雑化、多様化しております。当金庫はリスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスクの正確な把握と適切なコントロールを基本方針に定め、リスク管理態勢の強化を図っております。

各リスクの管理方針

信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、内部・外部研修や審査トレーニングの継続的な実施、融資統合システムの導入などを行い、審査機能の強化に努めております。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々なリスクファクターの変動により資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの3つのリスクを管理対象としております。

当金庫では、市場価格の変動に対して効率的かつ適切に対応するため、市場リスクの把握と資産・負債のバランス調節機能の充実・強化に取組んでおります。

流動性リスク

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できず、資金繰りができなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスクと、市場の混乱等により市場において取引ができなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクがあります。

資金繰り対策としては、資金証券部を資金繰り担当部署とし、日々の資金繰りを管理しており、市場流動性リスクについては市場リスクの中で管理しております。

オペレーションル・リスク

事務リスク

事務リスクとは、事務上のミスや事故、不祥事件等の発生により損失を被るリスクをいいます。

事務部および法務監査部(監査グループ)による営業店への定期的な臨店事務指導や、立ち入り監査・店内検査等を通して、事務事故の防止と事務水準の向上に努めております。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン、誤作動、不備あるいはコンピュータシステムが不正使用されること等により、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、コンピュータ事故防止対策としての安全対策を実施し、障害発生時の業務継続の対応策として「コンティンジェンシープラン」を制定しております。

法務リスク

法務リスクとは、お客さまに対する過失による義務違反や不適切な取引慣行から損失を被るリスクをいいます。

法務監査部(法務管理グループ)による、コンプライアンス委員会の定期開催等を通じ、法務リスク管理の強化に努めております。

風評リスク

風評リスクとは、マスコミ報道、市場関係者の評判、業務上のトラブル等、様々な要因から、金庫に対するお客さまからの信頼が悪化し有形無形の損失を被るリスクをいいます。お客さまからの当金庫に対する信頼を維持することが不可欠であるとの基本認識に立ち、風評リスクに対する管理を行っております。

コンプライアンス態勢

コンプライアンスに対する当金庫の方針

当金庫は「コンプライアンス」を「社会的規範や、様々な法令や規則等の厳格な遵守」として広くとらえ、その徹底を経営上の最重要課題として位置付けし、誠実公正な業務運営を行いながら、地域における企業の発展や、そこに住まわれる皆さまの生活向上に奉仕する社会的責任と公共的使命を全うしていくことを、常日頃より心掛けております。

当金庫のコンプライアンス態勢

コンプライアンス統括部署としての「法務監査部(法務管理グループ)」は、コンプライアンス・マニュアルである「倫理綱領」の見直し、各種法令等への適合性検証(リーガル・チェック)、営業店への指導、研修の実施等を通じて、組織全体にコンプライアンスの浸透を図り、また、本部各部署および各営業店においては、コンプライアンスに係る「責任者(部店長)」および「推進責任者」を配置し、統括部署との連携を強め、日常の業務におけるコンプライアンスの徹底を図り、高い倫理観と使命感に基づくコンプライアンス態勢の整備強化を図っております。

また、関係法令等を遵守することにとどまることなく、反社会的勢力との関係遮断や取引の排除、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策や資産凍結等経済制裁の対応等、態勢を整え積極的に取組みを行っております。

反社会的勢力への取組みについて

反社会的勢力に対する当金庫の基本方針

私ども釧路信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、次のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携体制を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

反社会的勢力の会員からの排除

平成19年6月の政府指針「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」とそれに基づく行政当局の方針、全国の都道府県での暴力団排除条例の施行などにより、信用金庫には反社会的勢力との関係遮断や取引排除の態勢整備が強く求められております。

当金庫においては、上記「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、さらに預金取引・貸出取引等の各種約款・契約書等に「暴力団排除条項」を導入し、反社会的勢力を取引から排除することとしておりますが、当金庫の会員制度においても「当金庫の会員となることができない者」、「総代会の決議により除名となることがある場合」を定款において定め、会員からの排除を行っております。

I. 当金庫の会員となることができない者

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)
2. 次の各号のいずれかに該当する者
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不當に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

II. 総代会の決議により除名となることがある場合

1. 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いたりは威力を用いてこの金庫の信用を毀損し、またはこの金庫の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
2. 加入申込時に、「反社会的勢力ではないことの同意書」でしていただけ、左記Ⅰの「1」および「2」のいずれにも該当しないことの表明ならびに将来にわたっても該当しないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

中小企業の経営支援および地域の活性化のための取組みの状況

中小企業(小規模事業者を含む。以下同じ)の経営支援に関する取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金の供給は、事業地域が限定された協同組合組織である当金庫にとって重要な社会的使命ですが、加えて経営課題を抱えたお客さまへの経営支援についても、信用金庫にとって重要な役割であると考えております。

この経営支援に関する取組み方針の詳細につきましては14ページをご覧ください。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

1.当金庫の支援体制

当金庫は、地域金融円滑化のための基本方針を定め、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更のお申込み、経営相談等があった場合には、お客さまの抱えている課題を十分に把握した上で、その解決に向けて真摯に取組んでおります。

平成24年11月5日付で中小企業経営力強化支援法に係る経営革新等支援機関の認定を受け、経営診断業務、事業計画策定・実行支援、経営改善計画策定・実行支援、国の認定制度(中小企業による地域資源を活用した事業活動の促進に関する法律等)の認定支援、販路拡大・マーケティング支援、創業支援、事業承継支援などの経営支援について、審査部企業支援グループを統括部署として、全ての本支店で相談を受け付けております。

また、より実効性のあるコンサルティング機能発揮のため、中小企業診断士4名、農業経営アドバイザー14名、FP2級取得者14名を営業店・本部に配置しております。

2.地域課題である事業承継に対応した体制整備

事業承継支援体制を拡充し、地域課題である事業承継に対応するため、平成30年4月に一般社団法人しんきん支援ネットワーク(旧名称:一般社団法人しんきん事業承継支援ネットワーク)と業務提携契約を締結し、審査部企業支援グループ内に「一般社団法人しんきん支援ネットワーク 鈎路オフィス」を設置いたしました。

中小企業の経営支援に関する取組み状況

当金庫は、中小企業のライフステージに応じて外部機関等との連携を図りながら、以下の経営支援に取組んでおります。

1.創業期・新規事業開拓の支援

- ①創業期・新事業展開期においては、営業店と企業支援グループが一体となって事業計画の策定支援や販路拡大支援などを実行しているほか、株式会社日本政策金融公庫と連携し、創業計画書の共有化や合同面談などのワンストップ対応に努めております。
- ②新事業展開時における各種補助事業等の申請支援や、公的機関の支援コーディネートにも積極的に取組んでおります。

【創業期・新事業展開期における支援実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
創業・新事業支援融資実績	41件／451百万円	55件／544百万円	72件／715百万円
ものづくり補助金申請支援実績	3件	5件	1件
日本政策金融公庫との協調融資	9件／193百万円	13件／515百万円	17件／361百万円
商工組合中央金庫との協調融資			1件／50百万円

2.成長段階における支援

販路拡大支援(商談会等)や新商品開発支援の取組みとして、昨年度は以下の取組みを行いました。

- ①ビジネスマッチングイベント「卸売りキャラバン隊商談会」に参加しました。鈎路と根室管内の食品事業者が参加し、百貨店バイヤーや商社と商談に臨んだ他、専門家から商品策定のアドバイスを受けました。



ひがし北海道地区生産者販路開拓ビジネスマッチング商談会

- ②商工組合中央金庫との協働連携事業の一環として「ひがし北海道地区生産者 販路開拓ビジネスマッチング商談会」を鶴居村・標茶町・弟子屈および十勝地区的事業者を対象とした、リアル面談とWEB面談をミックスしたハイブリッド方式にて共同開催いたしました。バイヤーとして、産経新聞社、株式会社リライアブル、株式会社丹葉商会の3社を招聘し、地元生産者と直接面談する機会を提供しました。

③当金庫と商工会議所、釧路市の3者連携事業「販路拡大・磨き上げ研究会」個別商談会が開催されました。本商談会では、株式会社食文化や京阪百貨店など複数のバイヤーを招き、道東地区の食産品をアピールすることができました。

④公益財団法人北海道中小企業総合支援センターの支援による「販路拡大・ビジネスマッチング商談会」をハイブリッド方式にて実施しました。本イベントは昨年に引き続き実施したもので、販路拡大に努力している取引先が商品をアピールし、商品のプラッシュアップのアドバイスを受けました。

3. 経営改善・事業再生等の支援

金融円滑化への適切な対応を行うため、営業店と企業支援グループが連携してお客さまの経営状況の把握を行うと共に、必要に応じて経営相談・経営指導等の経営支援活動に取組みました。

4. 事業承継の支援

一般社団法人しんきん支援ネットワーク(旧名称:一般社団法人しんきん事業承継支援ネットワーク)との連携により、事業承継個別相談会を開催し、経営者の皆さまの相談に対応いたしました。また、新たに信金キャピタル株式会社と連携することで、支援の幅が広がりました。

5. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けるお客さまの継続支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けているお客さまに対し、金庫一丸となって各種支援を実施しました。具体的には企業支援プロジェクトチームと営業店が連携し、事業再構築補助金の申請支援を実施した他、「事業継続緊急支援金」の周知および申請支援に積極的に取組みました。

地域の活性化に関する取組み状況

全国信用金庫協会が実施している第25回信用金庫社会貢献賞の「地域活性化しんきん運動・優秀賞」に当金庫の「アイヌ文化のブランド化による地域活性化」が受賞いたしました。

本事業では、阿寒湖畔地区において地域の独自性であるアイヌ文化を生かした地域活性化事業に取組むため、阿寒観光協会まちづくり推進機構、釧路市、工芸作家が営む土産品店などで構成されるプロジェクトチームを立ち上げ、セレクトショップ大手「BEAMS」をパートナー企業として選定し、アイヌ文化や歴史を調査し新商品の企画・開発に関与いたしました。

この取組みは、地方創生に資する金融機関等の「特徴的な取組み事例」地方創生担当大臣表彰も受賞し、「阿寒湖畔地区におけるアイヌ文化」の知名度の向上にもつながりました。今後もBEAMSでの販売は継続予定となっており、引き続き地域活性化に向けた取組みを継続してまいります。



「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	40件	41件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	4.08%	3.91%
保証契約を変更・解除した件数	4件	5件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)		0件

金融仲介機能のベンチマーク

「金融仲介機能のベンチマーク」について

「金融仲介機能のベンチマーク」とは、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標のことで、平成28年9月に金融庁が策定・公表しました。

釧路信用金庫では金融仲介機能の発揮に向けた取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価できる「共通ベンチマーク」と、事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択した「選択ベンチマーク」、そして当金庫が自主的に策定したベンチマークを加えて「釧路信用金庫の金融仲介機能のベンチマーク」としております。

1. 共通ベンチマーク

指標の説明	指標項目	令和4年3月末			令和5年3月末		
当金庫がメインバンク(融資残高1位)として取引を行っている企業のうち、経営指標(売上・営業利益率・労働生産性等)の改善や就業者数の増加が見られた先数、および、同先に対する融資額の推移	メイン先数	916			913		
	メイン先の融資額	353億円			338億円		
	経営指標が改善した先数	527			580		
	経営指標が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移	2/3	3/3	4/3	3/3	4/3	5/3
		167億円	236億円	232億円	226億円	231億円	227億円
貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況	条件変更先の総数	98			93		
	うち好調先	3			7		
	うち順調先	11			7		
	うち不調先	84			79		
金融機関が関与した創業、第二創業の件数	創業	55			72		
	第二創業	0			0		
ライフステージ別の与信先数、および、融資額		与信先数	融資残高	与信先数	融資残高		
	全与信先	2,315	749億円	2,403	803億円		
	創業期	202	78億円	240	87億円		
	成長期	163	69億円	211	90億円		
	安定期	1,334	457億円	1,369	488億円		
	低迷期	508	102億円	469	99億円		
	再生期	108	40億円	114	36億円		
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数および融資額、および、全与信先数および融資額に占める割合	与信先数	融資残高	与信先数	融資残高			
	事業性評価に基づく融資を行っている与信先数および融資額	63	26億円	65	29億円		
	上位計数の全与信先数および当該与信先の融資残高に占める割合	2.7%	3.5%	2.7%	3.6%		

2. 選択ベンチマーク

指標の説明	指標項目	令和4年3月末	令和5年3月末
メイン取引先(融資残高1位)先数の推移、および、全取引先数に占める割合(先数単体ベース)	メイン取引先数 (融資残高1位)の推移	916	913
	全取引先数	2,315	2,403
	全取引先数に占める割合	39.6%	38.0%
事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話をしている取引先数	事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話をしている取引先数	115	120
	上記の内、労働生産性の向上に資する対話をしている取引先数	115	120
本業(企業価値の向上)支援先数、および、全取引先数に占める割合	本業支援先数	57	26
	全取引先数	2,315	2,403
	全取引先数に占める割合	2.5%	1.1%
本業支援先のうち、経営改善が見られた先数	経営改善先数	19	16
販路開拓支援を行った先数 (平成30年3月期より集計開始)	地元内への販路開拓支援を行った先数	11	1
	地元外への販路開拓支援を行った先数	0	1
	海外への販路開拓支援を行った先数	0	0
事業承継支援先数	支援先数	26	36
取引先の本業支援に関連する研修等の実施回数、同研修等への参加者数、および同趣旨の取組みに資する資格取得者数	研修実施回数	8	7
	参加者数	54	69
	資格取得者数	4	4
外部専門家を活用して本業支援を行った先数	支援先数	6	3
取引先の本業支援に関連する 中小企業支援策の活用を支援した先数	支援先数	52	17

3. 独自ベンチマーク

指標の説明	指標項目	令和4年3月末	令和5年3月末
本業支援等に関連して行政や支援機関と連携して実施した事業数	事業数	4	4

地域金融円滑化に係る取組みについて

地域金融円滑化のための基本方針について

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金の供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 態勢整備を図るため、本基本方針および金融円滑化管理方針を理事会において決議し、金融円滑化管理規程、金融円滑化マニュアルを定めるとともに、金融円滑化管理責任者・金融円滑化管理担当者の任命および苦情相談窓口の設置を行っております。
- (2) お客さまへのきめ細かな金融サービスの提供を目的に平成14年度に審査部内に「企業支援グループ」を立ち上げ、経営改善支援や事業計画策定等の支援機能のより一層の向上を図っております。
- (3) 総務部においては、お客さまの事業価値を見極める能力を向上させる研修や勉強会を実施しております。

釧路信用金庫 ご相談窓口(業務部)	
電話番号	0120-025-946
受付時間	9:00～17:00(当金庫休業日を除く)
e-mail	kushiro.eisui@kushiroshinkin.co.jp

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借り入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等のお申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要性が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

地域密着型金融に関する取組みについて

当金庫では「質の高い金融サービスの提供に努め、地域社会の繁栄に貢献します。」を基本方針の一つに掲げており、永年培われてきた当金庫の姿勢は、地域密着型金融の趣旨と相通じております。今後におきましても地域の特性や利用者のニーズ等を踏まえた地域密着型金融の諸施策を積極的に展開し、地域社会の繁栄に貢献してまいります。

※具体的な取組み内容はP10～11をご覧ください。

※「地域密着型金融推進計画」の令和5年3月末現在における進捗状況はホームページ上に掲載しております。

釧路信金ホームページURL <https://www.shinkin.co.jp/kushiro/>

釧路しんきんのSDGsに関する取組み

釧路しんきんSDGs宣言

釧路しんきんでは、令和2年3月2日(月)、「釧路信用金庫は、『この地域を愛し 豊かな未来を創造します。』の経営理念のもと、地域貢献活動や地域行事への積極的な参加、地域やお客さまの課題解決支援の取組み等を通じて国際連合が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献してまいります。」という釧路しんきんSDGs宣言を発表し、下記のような取組みを実施しております。

釧路しんきんのSDGsに関する主な取組み

金融教育講座の開講

4 質の高い教育をみんなに



釧路しんきんでは、適切な金融知識・経済観念を身に付けることの重要性を伝え、若年者が自らの身を守り、健全な社会生活の礎を築くお手伝いをしたいとの思いから、釧路管内の高校や短期大学等で「金融教育講座」を開講しております。令和4年度は釧路管内の短期大学や高校など6校にて講座を開講しました。

一店舗一貢献活動の実施

11 住み続けられるまちづくりを



釧路しんきんでは「一店舗一貢献活動」を行っております。「一店舗一貢献活動」とは、営業店・本部が自主的に計画を立て地域や地域の皆さんに奉仕する活動で、地域のお祭りや行事等に積極的に参加しております。

東京海上日動火災保険株とのSDGsと地方創生の推進に関する包括連携協定の締結

17 パートナーシップで目標を達成しよう



令和5年1月10日(火)、SDGs(持続可能な開発目標)の達成と地方創生および脱炭素社会の実現等の社会課題の解決に資する取組みを実施することにより、地域の活力を高め、さらなる発展を目指すことを目的に、東京海上日動火災保険株と包括連携協定を締結し、取組みを進めております。

釧路しんきん地域貢献表彰制度

3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを



15 陸の豊かさもやさしさ



本制度は、優れた技術やサービス等を事業化させた企業を表彰する「新技術奨励賞」、まちづくりや教育・文化の振興、自然環境の保護、社会福祉向上活動を表彰する「地域貢献奨励賞」、地域のブランド化に貢献している活動を表彰する「地域のブランド化推進奨励賞」、地域の大学、高専に在学中の学生が取組む「当地ならでは」や「学生ならでは」の発想による研究・開発を助成する「学生研究奨励賞」の4部門からなる制度となっております。

人材育成

地域の皆さまから信頼される職員の育成

当金庫では、現場でのマンツーマン指導、階層別・職能別の各種集合研修を通じ、高度な業務知識、ノウハウを身につけ、地域の皆さまから信頼される「信用金庫人」の育成に努めています。



新入職員研修では、金融実務の基礎、ビジネスマナー、接遇対応、コンプライアンスなど、信用金庫人としての基本的な知識を身につけます。



お客さまへの支援体制を一層強化するため、事業承継支援研修や創業支援研修等の実務に直結する研修を実施しております。



(債権管理回収講座伝達オンライン勉強会)

多様化するお客さまのニーズに対応するため、窓口業務や事業性(事業価値)評価融資などの研修・勉強会を開催し、自己啓発を図っております。

若手職員の声

渉外係

さとう ゆうほ
愛國支店 佐藤 優歩

令和2年度入庫 北翔大学卒

私は現在愛國支店で渉外業務を担当しております。

日頃の営業活動では集金業務、融資業務、その他年金、信託等、お客さまのニーズに合わせて迅速かつ丁寧な対応を心掛け毎日の業務を行っておりました。

一人で行動することが多いので着任当初は不安が多くありました。今では「いつもありがとう」「頼りにしているよ」と言って頂くことが多くなり、やりがいを感じております。

今後もお客さまを第一に考え、かつ当金庫に貢献できる職員になれるよう精進していきます。



渉外係

さかした みづき
帯広支店 坂下 瑞季

令和2年度入庫 釧路公立大学卒

私は帯広支店で4月から渉外業務を担当しております。初めての一人行動は緊張しますが、新鮮味を感じることができます。

現在は集金業務を主に行なっており、迅速かつ丁寧な対応を心掛けております。

担当先のお客さまのことは自分が一番知っていると胸を張って言えるように、ひとつひとつの会話を大切に業務に励んでおります。

今後はお客さまに何かあった際に一番に相談していただける職員になれるよう知識習得に励み、自分の強みを見つけられるよう努力してまいります。



釧路しんきんのトピックス

令和4年4月

5月

- 第25回信用金庫社会貢献賞「地域活性化しんきん運動・優秀賞」受賞

- 道央情報サービス協同組合とビジネスマッチング業務の取扱開始(ECT割引サービス)

6月

- JOINS株式会社とビジネスマッチング業務の取扱開始(副業・兼業人材紹介サービス)

- 第98期通常総代会開催

7月

- 阿寒支店開設60周年

- 美原支店開設40周年

8月

- 信金ギャランティ株式会社保証付「きやっするカードWEB完結ローン」導入

- e-dash株式会社と顧客紹介に関する契約書を締結(CO₂排出量削減への取組み)

9月

- 株式会社クレディセゾン保証付WEB専用小口ローン「ドリームパスポート」取扱開始

- 株式会社日専連ジェミス保証付「アパートローン」取扱開始

- 株式会社商工組合中央金庫と協調融資実施

- 釧路信用組合、株式会社日本政策金融公庫との協調融資実施

10月

- 株式会社常口アトムと不動産ビジネスマッチングに関する契約を締結

- 帯広支店開設25周年

- 帯広西支店開設10周年

11月

- 北海道との包括連携協定締結企業等表彰・贈呈式出席

- 白糠支店開設55周年

- 木場支店開設30周年

- 信金キャピタル株式会社と「業務協定書」を締結(事業継承支援)

- 一般社団法人しんきん保証基金保証付「フリーローン」取扱開始

- ひがし北海道地区生産者 販路開拓ビジネスマッチング商談会実施

12月

- 爱国支店開設45周年

- 株式会社エフアンドエムと「包括的業務提携基本契約および顧客紹介に関する契約」を締結(補助金・助成金等申請支援)

令和5年1月

- 東京海上日動火災保険株式会社と「SDGsと地方創生の推進に関する包括連携協定」を締結

- リコージャパン株式会社と「顧客紹介に関する覚書」を締結(IT導入・IT導入補助金申請支援)

- トヨタモビリティ釧路株式会社と「カーシェアリング共同実証実験」実施

2月

3月



第98期 通常総代会



北海道との包括連携協定締結企業等表彰・贈呈式出席



ひがし北海道地区生産者 販路開拓ビジネスマッチング商談会実施



東京海上日動火災保険株式会社と「SDGsと地方創生の推進に関する包括連携協定」を締結

当金庫の主要な事業内容・各種サービスのご案内

金庫の主要な事業内容

業務の種類

- 1.預金および定期積金の受入れ
- 2.資金の貸付けおよび手形の割引
- 3.為替取引
- 4.上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1)債務の保証または手形の引受け
 - (2)有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものおよび短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)または有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもつてするものに限る。)
 - (3)有価証券の貸付け
 - (4)国債証券、地方債証券もしくは政府保証債券(以下「国債証券等」といいます。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)ならびに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱いおよびはね返り玉の買取り
 - (5)金銭債権の取得または譲渡およびこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - (6)短期社債等の取得または譲渡
 - (7)次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、日本銀行等
 - (8)次に掲げる者の業務の代理または媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
イ 金庫(信用金庫および信用金庫連合会)
 - (9)次に掲げる信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
イ 信金中央金庫
 - (10)国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

- (11)有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- (12)振替業
- (13)両替
- (14)デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (15)金融等デリバティブ取引((5)および(14)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (16)地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
- 5.国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(左記4により行う業務を除く。)
- 6.法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1)保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - (2)当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
 - (3)確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
 - (4)高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付および保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定および求償権の管理回収業務を除く。)
 - (5)電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

各種サービスのご案内

種類	内容・特色
キャッシュサービス	当金庫のキャッシュカードで、全国の信用金庫、郵便局および全国の提携金融機関のキャッシュコーナーで現金のお引出し等をご利用いただけます。
しんきんゼロネットサービス	当金庫のキャッシュカードで、全国の信用金庫ATMでの入出金が一定時間内は手数料無料でご利用いただけます。
自動支払	公共料金、税金、各種クレジット代金等がご指定の預金口座から自動的に支払われます。
給与振込	毎月のお給料やボーナスが、ご指定の預金口座へ自動的に振込まれます。
ATM振込	ATMで全国の金融機関へ簡単にお振込ができます。同じ振込先へ繰り返しお振込になる場合に便利です。
年金自動受取	年金の支給日にご指定の預金口座へ自動的に振込まれます。当金庫で年金をお受取りの方は、優遇金利商品などがご利用いただけます。
自動振込	毎月決められた日に一定の金額を、お客様の預金口座から自動的にご指定の口座へお振込いたします。家賃や月謝のお支払い、仕送りなどに大変便利です。
為替	全国の金融機関を結ぶオンラインにより、迅速で確実な振込や送金、手形・小切手等の代金取立ができます。
貸金庫・保護預り	重要書類や貴重品などを安全に保管し、盗難や災害からお守りいたします。
夜間金庫	お店の売上金などを営業時間外や休日にお預かりして、翌営業日にご指定の預金口座へ入金いたします。
インターネットバンキングサービス	インターネット接続のパソコンや携帯電話から、残高照会や振込などがご利用いただけるサービスです。
ファームバンキング・ホームバンキングサービス	専用ソフトまたは専用端末等を使って、残高照会や振込などがご利用いただけるサービスです。
テレホンバンキングサービス	残高照会、入出金明細照会などが通話料無料でご利用いただけるサービスです。
テレホンファクシミリサービス(アンサーシステム)	お客様のファックスに、振込入金などのお取引内容を自動的にお知らせするサービスです。
デビットカードサービス	お買物の際など、現金の代わりに当金庫のキャッシュカードで代金のお支払いができるサービスです。J-Debit加盟店でご利用できます。
公共債の窓口販売	国債の窓口販売を行っております。
損害保険の窓口販売	当金庫の住宅ローンをお申込みのお客さまを対象とした長期火災保険・債務返済支援保険・標準傷害保険等をお取扱いしております。
生命保険の窓口販売	ガン保険、医療保険、終身保険等をお取扱いしております。
しんきん電子債権記録サービス	手形・指名債権(売掛債権等)の問題を克服した新たな金銭債権です。
お客さま相談室	専門知識をもった職員が、経営相談(補助金・事業承継・M&A)、相続、登記、年金などの相談に応じます。

※上記以外にも、様々なサービスがご利用いただけます。詳しくは本支店窓口にお問い合わせください。

主な手数料一覧

主な手数料一覧 (令和5年7月3日現在)

各手数料記載の金額には、10%の消費税が含まれております。

振込・送金手数料

	金額の区分	窓口利用	ATM利用		インターネットバンキング	
			キャッシュカード利用	現金振込		
当金庫 同一店内あて	振込 1口につき	3万円未満	220円	110円	110円	無料
		3万円以上	440円	110円	110円	無料
当金庫 本支店あて	振込 1口につき	3万円未満	220円	110円	110円	110円
		3万円以上	440円	110円	110円	220円
	送金 1口につき	普通扱 (送金小切手)	1,100円			
他金融機関あて	振込(電信扱) 1口につき	3万円未満	660円	385円	440円	330円
		3万円以上	880円	550円	660円	440円
	文書扱為替 1口につき	3万円未満	440円			
		3万円以上	660円			
	送金 1口につき	普通扱 (送金小切手)	1,100円			
	給与振込 1口につき	当金庫あて	無料		無料	
		他金融機関あて (内税単価)	50円		無料	
為替自動振込	振込1口につき		ATM利用(現金振込)時と同額			

※視覚や手などに障がいあり、ATM操作による振込が困難なお客さまは窓口にお申し出ください。

ATM利用(現金振込)時の手数料をご利用いただけます。(その際、障害者手帳にて確認させていただきます。)

※インターネットバンキングは、ファームバンキング、ホームバンキング、テレホンバンキングを含みます。

※ATM振込について、土曜日14時以降・日曜日・祝日に利用する際には、別途時間外手数料110円を申し受けます。

手形・小切手用紙代金

約束手形帳	1冊(50枚)	2,200円
為替手形帳	1冊(25枚)	2,200円
小切手帳	1冊(50枚)	2,200円
マル専手形用紙	1枚	1,100円
借入専用手形用紙	1枚	880円

貸金庫利用手数料(年額)

本店・帯広西

1	種	16,500円
2	種	27,500円

愛國・昭和・帯広

1	種	16,500円
---	---	---------

各種証明書発行手数料

残高証明書 (当金庫制定様式)	1通につき	550円
残高証明書 (監査法人等制定様式、 当金庫制定様式以外)	1通につき	3,300円
融資証明書	1通につき	11,000円
取引証明書	1通につき	5,500円

再発行手数料

通証	帳書	1冊(枚)につき	1,100円
C D 力	一 ド		

ATM利用手数料

〈釧路しんきん〉のカードによるお引き出し・お預け入れ*	平日	無料	土曜日 14:00以降	110円
	土曜日 14:00まで		日曜・祝日	
〈他しんきん〉のカードによるお引き出し	平日 18:00まで	無料	平日 18:00以降	110円
	土曜日 14:00まで		土曜日 14:00以降	
〈北海道銀行〉のカードによるお引き出し	平日	無料	日曜・祝日	110円
	土曜日 14:00まで		土曜日 14:00以降	
〈他金融機関〉のカードによるお引き出し	平日 18:00まで	110円	平日 18:00以降	220円
	土曜日 14:00まで		土曜日 14:00以降	

*お預け入れは、平日18:00までとなっております。なお、店舗によっては営業時間が異なりますのでご注意ください。

その他手数料

当座預金口座開設手数料	1件につき	11,000円
自己宛小切手発行手数料	1枚につき	550円
マル専当座開設手数料	1件につき	5,500円
夜間金庫使用手数料	1契約につき月額	27,500円
夜間金庫専用入金帳代	1冊につき	5,500円
キャッシュ・サービス利用手数料	他金庫・他行ネットサービス利用時1件につき 時間外利用時1件につき	110円 110円
テレホン・ファクシミリサービス (アンサーサイステム)利用手数料	基本料月額	1,100円
為替自動振込手数料	1契約につき	契約時 振込(1件あたり) ATM利用(現金振込)の手数料と同額
ファームバンキング手数料	1契約につき月額	2,200円
ホームバンキング手数料	1契約につき月額	1,100円
WEB-FB基本料	1契約につき月額	2,200円
WEB/バンキング基本料	1契約につき	月額・法人以外 無料 月額・法人 1,100円
でんさいネット手数料	月額	1,100円

貯蓄預金スwingサービス手数料	1回につき	110円
不動産担保設定手数料	非事業性 設定1回につき	22,000円
窓口両替手数料	1件につき	1~20枚 無料 21~100枚 220円 101~1,000枚 330円 1,001~2,000枚 660円 2,001枚以上1,000枚毎 +220円(加算)
金種指定払戻手数料(硬貨)	1件につき	1~300枚 無料 301枚~1,000枚 330円 1,001枚~2,000枚 550円 2,001枚以上1,000枚毎 +220円(加算)
大量硬貨入金手数料	1件につき	1~20枚 無料 21~100枚 100円 101~1,000枚 200円 1,001枚以上 300円
両替機利用手数料	1回につき	

主な商品のご案内

お客様のライフステージに合わせた多彩な商品をご提案致します



20代

成人 | 就職



- 普通預金
 - ・給与振込
 - ・公共料金自動振替
 - ・キャッシュカード
 - ・クレジットカード
 - ・デビットカードサービス
- 総合口座
- インターネットバンキング
- マイカーローン



30代

結婚 | 長子誕生



- 貯蓄預金
- スーパー定期・定期積金
- 各種フリーローン／カードローン
- がん保険
 - ・「生きる」を創るがん保険WINGS
 - ・がん診断保険R
- 標準傷害保険
 - ・キッズプラン
- キッズ普通預金通帳
- 職域サポートローン
- 終身保険「ふるはーとF」



40代

住宅購入



- 住宅ローン
 - ・「RED」
 - ・「GREEN」
 - ・「BLUE」
- 火災保険
 - ・しんきんグッドすまいる
- 債務返済支援保険
 - ・しんきんグッドサポート
- 個人向け国債



50代

高校卒業・進学



- 教育ローン
 - ・教育カードローン「春いちばん」
 - ・教育ローン「ひまわり」
- ソーラーエコローン「サンシャイン」
- リフォームローン
- 医療保険
 - ・医療保険 EVER Prime



60代～

定年 | 年金受給



- 退職金専用定期預金
「セカンドライフ」
- 年金振込
- 年金受給者専用定期預金
「ふれ愛」
- 貸金庫
- しんきん相続信託「こころのバトン」
- しんきん暦年信託「こころのリボン」
- 終身保険「ふるはーとJロードプラス」



事業者
のお客さま



- 当座預金
 - ・ファーム／ホームバンキング
 - ・テレホンバンキング
 - ・テレホンファクシミリサービス
- 納税準備預金
 - ・しんきん電子債権記録サービス
- 割引手形
 - 当座貸越
 - 手形貸付
- 事業性カードローン
「サンライズ」
- 証書貸付
 - ・各種フリーローン
 - ・訓路しんきんマンションローン
 - ・訓路活性化貸付
 - ・経営改善支援資金「アシスト」
 - ・TKCサポートマッチングローン
 - ・農業経営資金「アグリ・パワー」
- ビジネスプラン(業務災害補償保険)
- 火災保険
 - ・しんきんアパート・マンションオーナー向け火災保険
- 企業総合補償保険
 - 「お店と事務所のほけん」
- 国民年金基金

詳しくは窓口へお気軽にお問合せください。

※上記のほか通知預金、各種財形預金等、様々な商品・サービスをご用意しております。

※商品ご利用にあたっての留意事項

信用金庫の商品・サービスは会員でない方もご利用いただけますが、ご融資の際にはご融資対象の限られるものや、不動産担保・保証など一定の基準を満たす必要があるものもございます。また、年収や借入金の合計によって融資金額が制限される場合や、変動金利商品のように、お客様の予想に反して金利が上下する商品、金利と別に保証料が必要な場合もございます。

※商品パンフレット等は掲載時点のものであり、最新の商品・サービスにつきましては当金庫の本支店の窓口にお問合せください。

当金庫のあゆみ

当金庫のあゆみ

・大正

14年 5月	産業組合法による有限責任釧路信用組合設立認可(初代組合長 飯田要次郎)
10月	釧路市真砂町において事業開始

・昭和

5年12月	事務所を釧路市幣舞町埋立地に新築移転
18年 4月	市街地信用組合法の制定により釧路信用組合と改組
19年 6月	営業地区に新釧路川以西鳥取町を編入
8月	鳥取支所を開設
21年 6月	営業地区に鳥取町全町を編入
25年 4月	弟子屈支所を開設 営業地区に釧路村・標茶町・弟子屈町を編入
26年10月	信用金庫法の制定により釧路信用金庫と改組
28年 4月	南支店を開設
5月	第2代理事長に合林亀造就任
30年 6月	営業地区に阿寒町・鶴居村・白糠町・音別町を編入
37年 7月	阿寒支店を開設
38年 5月	阿寒湖畔支店を開設
39年 5月	川湯出張所を開設(昭和44年10月支店に昇格)
12月	城山支店を開設
42年11月	白糠支店を開設
44年 5月	営業地区に厚岸町・浜中町を編入
11月	駅前支店を開設
46年11月	春採支店を開設
47年 5月	第3代理事長に森山吾郎就任 営業地区に帯広市・幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町を編入
49年12月	本店を釧路市北大通8丁目2番地(現店舗)に新築移転
52年12月	愛国支店を開設
55年 7月	西港支店を開設
56年 5月	第4代理事長に原裕就任
8月	桜ヶ岡支店を開設
57年 7月	美原支店を開設
60年 8月	武佐支店を開設
62年 8月	関連会社「釧信ビジネス株式会社」設立

・平成

3年 5月	第5代理事長に山本壽福就任
4年11月	木場支店を開設 愛国支店を新築移転
6年11月	南支店を新築移転
7年 5月	営業地区に音更町・芽室町・中札内村・更別村を編入
9年10月	帯広支店を開設
13年 4月	昭和支店を開設
9月	鳥取支店の名称を共栄大通支店に変更
16年 4月	川湯支店を弟子屈町役場川湯支所内に移転
6月	初代会長に山本壽福就任 第6代理事長に佐藤優就任
17年 9月	本店リニューアル

18年 5月	愛国支店リニューアル
19年 2月	独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道支部と「業務提携・協力に関する覚書」を締結
10月	美原支店リニューアル(パリアフリー店舗)
21年 5月	日本政策金融公庫と「業務協力に関する覚書」を締結
22年 1月	日本政策金融公庫と「農業向け融資の証券化業務にかかる基本契約」を締結
10月	弟子屈支店リニューアル
24年 3月	営業地区に本別町・土幌町・上士幌町・鹿追町・足寄町・陸別町・清水町・新得町・大樹町・広尾町を編入
6月	駅前支店を本店営業部に、川湯支店を弟子屈支店に統合
10月	帯広西支店を開設(パリアフリー店舗)
11月	中小企業経営力強化支援法に係る「経営革新等支援機関の認定」を受ける
25年 6月	第7代理事長に佐藤禎一就任
12月	TKC北海道会釧路支部と「中小企業の経営力強化に向けた取組みに関する覚書」を締結
26年 5月	日本政策金融公庫と創業支援に特化した「業務提携・協力に関する覚書」を締結
27年 3月	「くしろ応援ファンド事業に係る提携および協力に関する基本協定」の締結
10月	釧路町と「包括的地域連携に関する協定」を締結
12月	釧路市と「釧路市と釧路信用金庫との連携および協力に関する協定」を締結
29年 3月	関連会社「釧信ビジネス株式会社」解散
30年 4月	一般社団法人しんきん事業承継支援ネットワークと「業務提携契約」を締結

・令和

元年 6月	第8代理事長に森村好幸就任 北海道銀行とのATM相互無料提携開始
7月	母店・サテライト店制度の導入(本店営業部・南支店・春採支店・桜ヶ岡支店をグループ化)
2年 4月	母店・サテライト店制度にグループ追加(城山支店・武佐支店をグループ化)
5月	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が認定する「地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」で内閣府特命担当大臣表彰を受賞
3年 3月	弟子屈町等と「阿寒摩周国立公園活性化に向けた摩周エリアの観光資源磨き上げ連携協定」を締結
	TKC北海道会釧路支部と「中堅・中小企業等の事業再構築に係る連携支援に関する覚書」を締結
11月	「釧路しんきんお客様相談室」開設 鶴居村と「包括連携および協力に関する協定」を締結 南支店が本店営業部に移転(店舗内店舗)
12月	商工組合中央金庫と「事業再生・経営改善支援に関する業務協力」および「ビジネスマッチング業務における連携・協力に関する覚書」を締結
4年 1月	武佐支店が城山支店に移転(店舗内店舗)
5月	全国信用金庫協会が実施する第25回信用金庫社会貢献賞の「地域活性化しんきん運動・優秀賞」に「アイヌ文化のブランド化による地域活性化」が受賞
5年 1月	東京海上日動火災保険株式会社とSDGsと地方創生の推進に関する包括連携協定を締結

店舗一覧・地区一覧

充実の店舗ネットワークです。

(令和5年6月30日現在)

1 本店営業部
〒085-0015釧路市北大通8丁目2番地
☎(0154)23-0111

2 南支店
〒085-0015釧路市北大通8丁目2番地
☎(0154)23-0111

3 城山支店
〒085-0831釧路市住吉2丁目4番8号
☎(0154)41-7237

4 共栄大通支店
〒085-0035釧路市共栄大通3丁目2番20号
☎(0154)23-1681

5 春採支店
〒085-0813釧路市春採3丁目6番8号
☎(0154)41-3312

6 愛国支店
〒085-0057釧路市愛國西1丁目5番11号
☎(0154)36-2505

7 西港支店
〒084-0906釧路市鳥取大通5丁目4番7号
☎(0154)52-1366

8 桜ヶ岡支店
〒085-0805釧路市桜ヶ岡4丁目4番8号
☎(0154)91-3232

9 美原支店
〒085-0065釧路市美原4丁目1番7号
☎(0154)36-4121

10 武佐支店
〒085-0831釧路市住吉2丁目4番8号
☎(0154)41-7237

11 昭和支店
〒084-0910釧路市昭和中央3丁目3番35号
☎(0154)55-4128

12 木場支店
〒088-0622釧路郡釧路町木場1丁目11番地19
☎(0154)37-9188

13 弟子屈支店
〒088-3211川上郡弟子屈町中央1丁目4番20号
☎(015)482-2168

14 阿寒支店
〒085-0218釧路市阿寒町新町2丁目3番2号
☎(0154)66-3236

15 阿寒湖畔支店
〒085-0467釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目7番3号
☎(0154)67-2811

16 白糠支店
〒088-0301白糠郡白糠町東1条南2丁目2番地25
☎(01547)2-2164

17 帯広支店
〒080-0018帯広市西8条南18丁目2番6号
☎(0155)25-5516

18 帯広西支店
〒080-2469帯広市西19条南2丁目28番14号
☎(0155)34-1166

店舗一覧



店外ATMコーナー

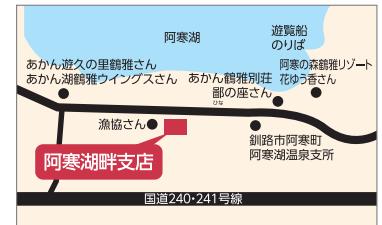
- A ぴあざフクハラ星が浦店**
- B イオン釧路店1階**
- C 本店営業部南大通出張所**
- D フクハラ武佐店**
- E イオンモール釧路昭和**
- F 釧路労災病院1階**
- G コーチャンフォー釧路店**
- H 釧路空港1階**
- I コープさっぽろ星が浦店**
- J コープさっぽろ中央店**
- K トライアル益浦店**
- L 川湯出張所**



13 弟子屈支店



14 阿寒支店



15 阿寒湖畔支店



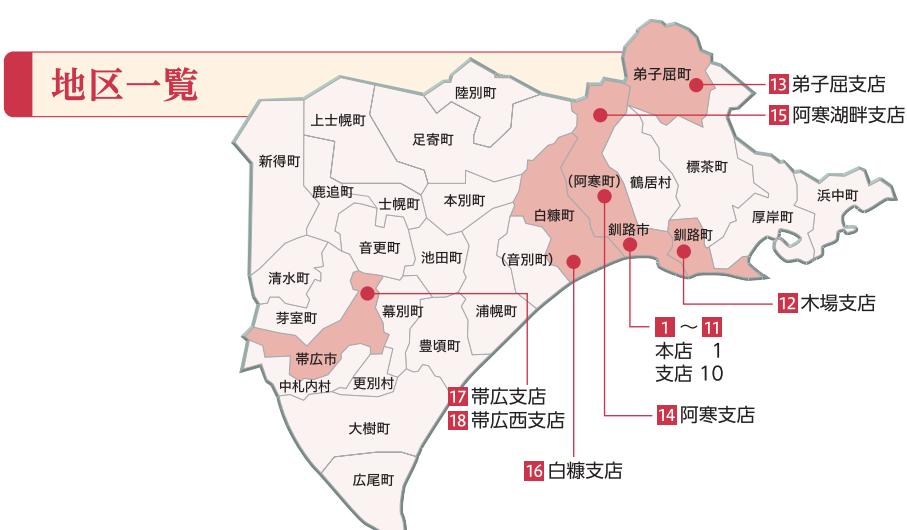
16 白糠支店



17 帯広支店



18 带広西支店



組織・機構

役員（令和5年6月30日現在）



理事長 森村 好幸
(代表理事)



専務理事 佐藤 道雄
(代表理事)



常務理事 佐藤 敦
(代表理事)



常勤理事 木場田 浩一郎



常勤理事 久保 伸二



理事 曾宇 恭久
(職員外理事) ^{※1}



理事 大西 雅之
(職員外理事) ^{※1}



理事 村井 順一
(職員外理事) ^{※1}



理事 三原 克也
(職員外理事) ^{※1}



理事 梁瀨 之弘
(職員外理事) ^{※1}



常勤監事 小杉 潤一



監事 甲賀 伸彦

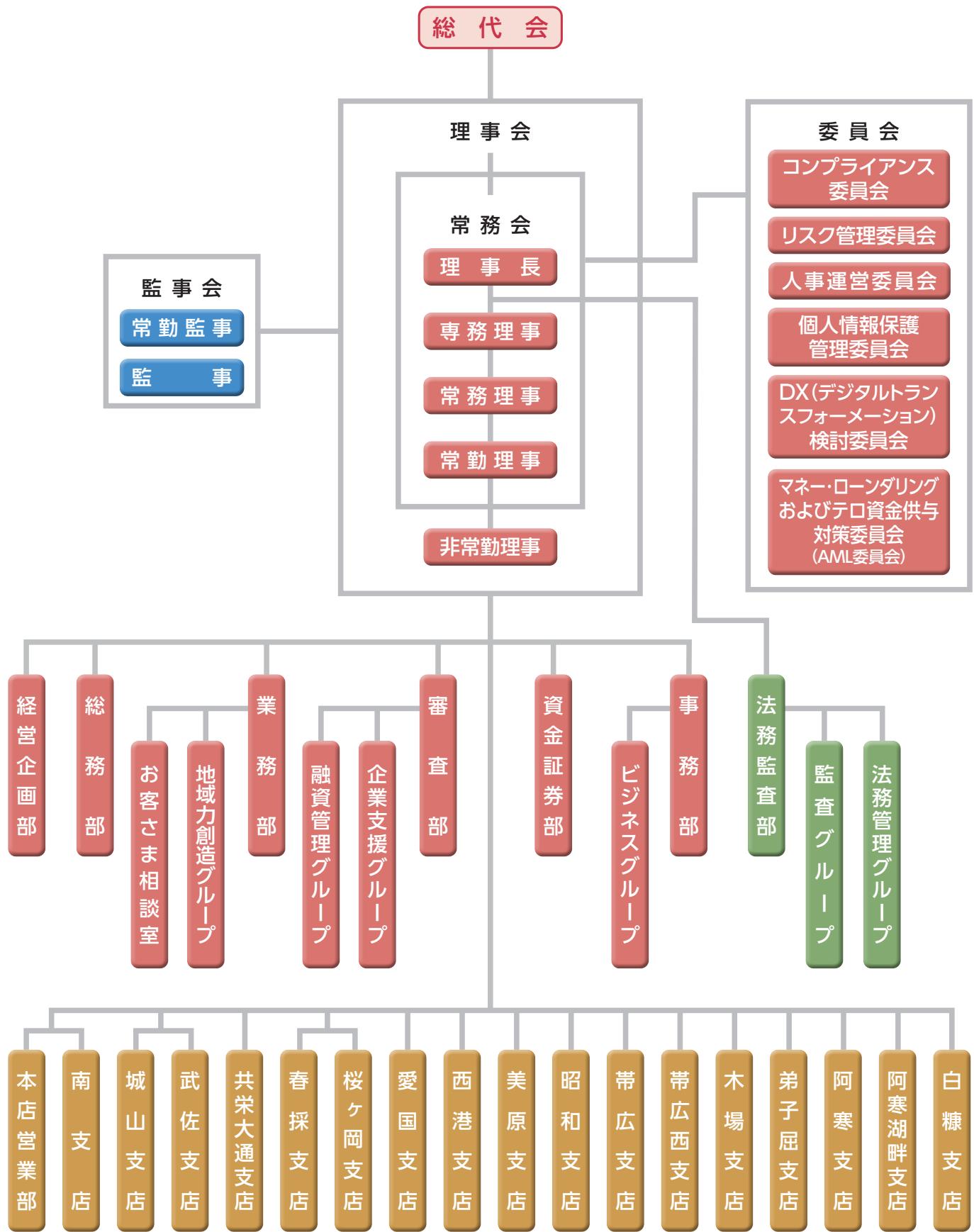


監事 長谷川 清志
(員外監事) ^{※2}

※1) 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2) 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

組織図(令和5年6月30日現在)



総代会等に関する情報開示

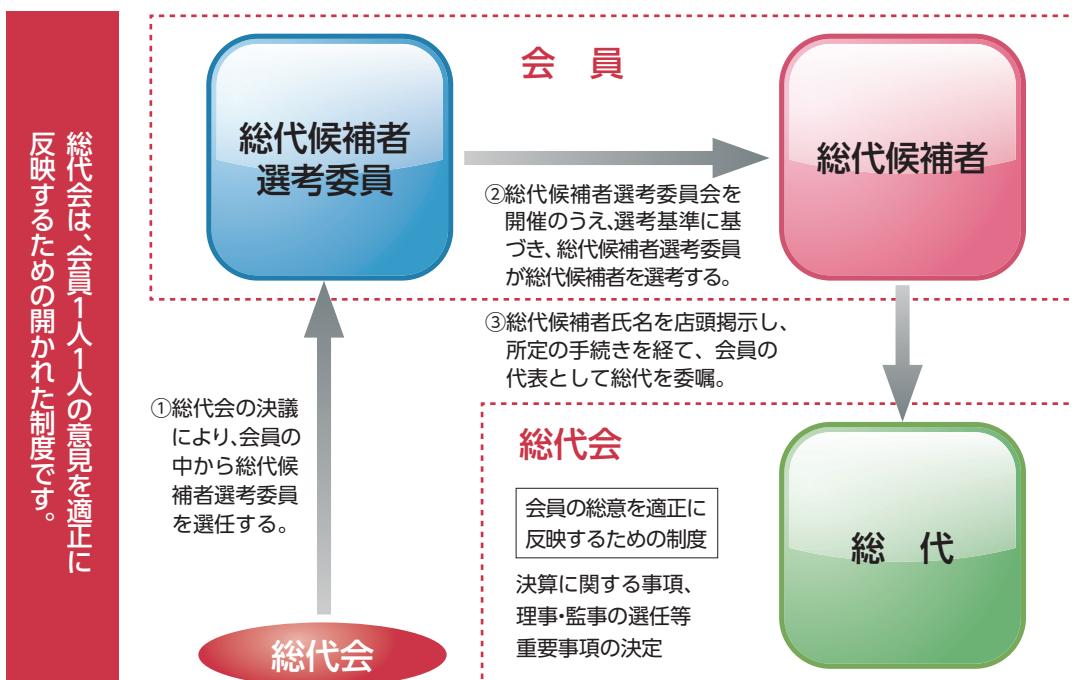
1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する総代候補者選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、お客さまアンケートを実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、いただいたご意見・ご提言等を事業計画に反映させ、さまざまな経営改善に取組んでおります。

これからも当金庫は、会員の皆さまからのご意見・ご提言を真摯に受け止め、ますます地域に根ざし、お客さまにとって身近で信頼される金融機関になるよう努めてまいります。なお、総代の選出や総代会の運営に関するご意見・ご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の定数は70人以上90人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。
 - ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の重任は妨げないものとします。
 - ・総代の定年は75歳とします。
- ただし、任期の途中で年齢が満75歳に達した場合は、その任期の満了をもって終わるものとします。
- なお、令和5年3月31日現在の総代数は90名で、会員数は14,850人です。

(2) 総代の選任方法

- 総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。
- そこで総代の選考は、総代選任規程に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。
- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
 - ② 総代候補者選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
 - ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

総代候補者選考基準

- | | |
|----------------------------|------------------------------|
| ●当金庫の会員であること。 | ●金庫の理念をよく理解し、金庫との取引も良好であること。 |
| ●満75歳未満であること。 | ●地域の情報に通じ、金庫に対する協力者であること。 |
| ●総代として相応しい見識を有している人物であること。 | ●事業者の場合は、経営内容が良好であること。 |
| ●良識をもって正しい判断ができる人であること。 | ●その他総代選考委員が適格と認めた人。 |

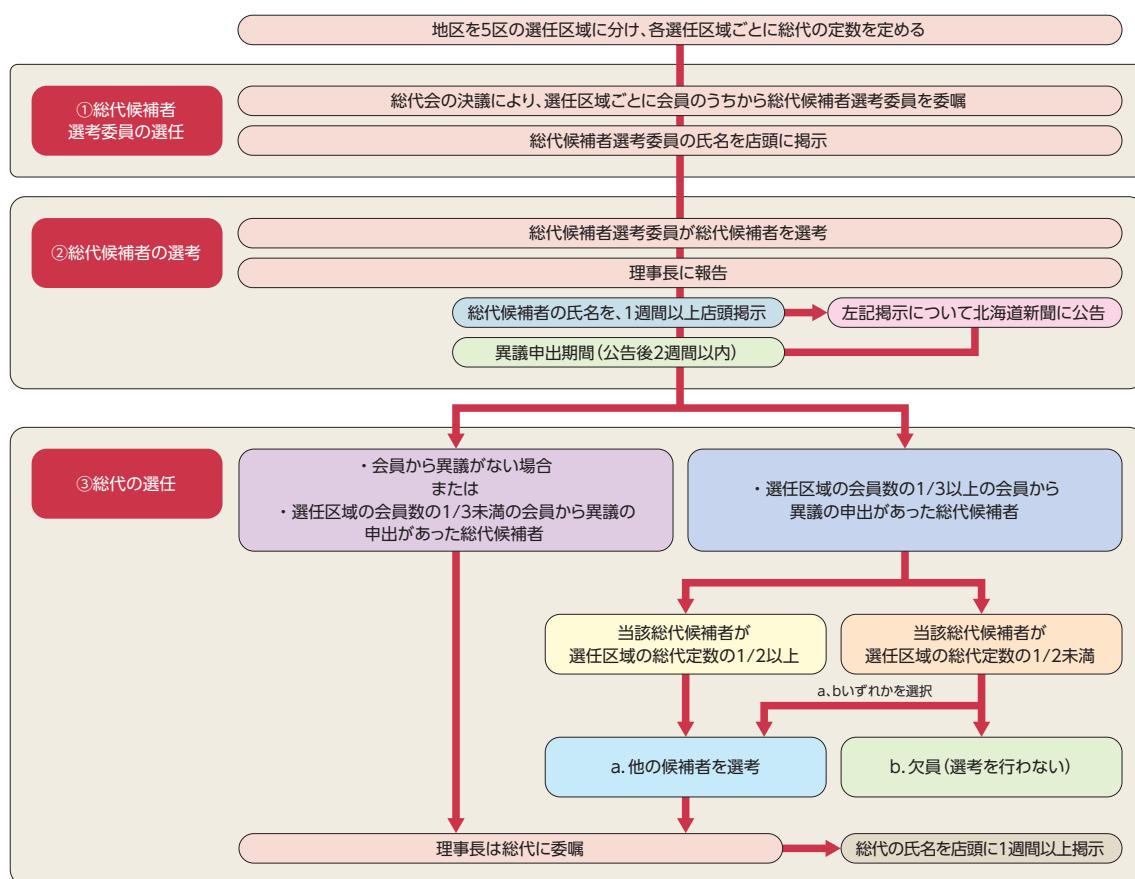
3. 第99期通常総代会の決議事項

令和5年6月14日開催の第99期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれの原案通り承認されました。

報告事項 1. 第99期 業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
2. 第99期 事業年度監査報告の件

決議事項 議案第1号 第99期剰余金処分案承認の件
議案第2号 定款第15条に基づく会員除名の件
議案第3号 任期満了に伴う理事選任の件
議案第4号 任期満了に伴う監事選任の件
議案第5号 退任理事に対する退職慰労金の件

総代が選任されるまでの手続きについて

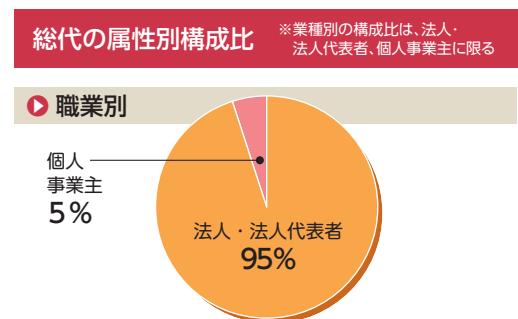


総代の氏名

(令和5年6月現在)敬称略、順不同。氏名後ろの丸数字は総代の就任回数です。

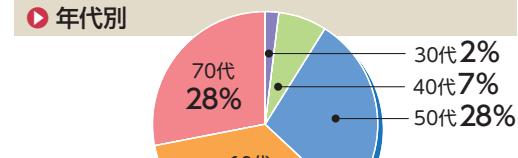
選任区域	1区 釧路市／橋南・春採地区														
定数	30(現総代数30)														
金安	伸一⑨	富内	快康③	小川	一知②	水口	喜文②								
島本	幸一⑨	佐藤	暁哉①	松田	行央①	本田	秀樹④								
石田	博司⑨	土井	茂人①	菅原	隆三④	金田	毅③								
佐藤	正樹⑦	五明	龍哉①	熊谷	明男①	佐藤	達朗⑤								
加納	則好⑦	小松	隆一⑦	濁沼	英一⑩	残間	巖①								
佐藤	雅美④	中村	圭佐⑦	竹腰	純一⑨	濱口	憲太①								
小坂田	浩嗣③	河野	俊一③	小泉	和史②										
杉村	莊平③	天方	智順⑧	川上	光彦①										

選任区域	4区 弟子屈町・標茶町・厚岸町・浜中町地区														
定数	8(現総代数8)														
長谷	寿人⑧														
加納	吉裕⑧														
藤田	文明⑥														
辻谷	智之⑥														
小泉	裕⑤														
高梨	雅幸④														
小澤	慎司②														
宮田	歓郎②														



選任区域	2区 釧路市／橋北地区														
定数	(現総代数5)														
安藤	純博⑨	星	正敏⑥												
登坂	康弘⑥	大津	幸三①												
釧路和商(協)理事長 相原成三郎①															

選任区域	5区 釧路市阿寒町・鶴居村・白糠町・釧路市音別町・十勝地区															
定数	15(現総代数15)															
和田	正宏③	曾我部元親③	姫田	武①	山浦	祥治⑩	小林	一之⑧	川村	利明⑨	山根	浩②	田村	博政①	宮坂	寿文⑨
新妻	利寿③	鈴木	一浩④	長井	拓典①	佐々木	須藤	隆昭④	竹ヶ原	三喜男④	山根	浩②	田村	博政①	宮坂	寿文⑨
岡澤	鈴木	一浩④	長井	拓典①	佐々木	裕司②	須藤	隆昭④	竹ヶ原	三喜男④	山根	浩②	田村	博政①	宮坂	寿文⑨
鈴木	勢将②	高山	明博④	阪口	廣明⑦	三宅	直志②	渡部	響彦①	伊豆倉米郎①	半田	秀夫③	益子	裕之①	高氏	英年①
青木	孝道②	玉垣	範夫⑥	猫塚	弘久⑥	黒田	秀紀⑥									
佐藤	一雄①	遠藤	敏⑤	長濱	勇⑤	米本	富夫⑤									



選任区域	3区 釧路市／鉄北・愛國・鳥取・大楽毛・釧路町地区														
定数	(現総代数32)														
白幡	博⑨	三國	伸也④	富樫	孝之④	土屋	憲幸②								
相澤	長秀⑧	阿部	信之⑧	平松	雄介④	三輪	昌博①								
佐渡	正幸⑤	坂野	賀孝⑦	青田	博文②	佐々木	尚⑤								
新妻	緊市④	長谷川	涉⑤	佐藤	裕司②	須藤	隆昭④								
岡澤	利寿③	鈴木	一浩④	長井	拓典①	竹ヶ原	三喜男④								
鈴木	勢将②	高山	明博④	阪口	廣明⑦	三宅	直志②								
青木	孝道②	玉垣	範夫⑥	猫塚	弘久⑥	黒田	秀紀⑥								
佐藤	一雄①	遠藤	敏⑤	長濱	勇⑤	米本	富夫⑤								

